

京都市告示第189号

京都市勧業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勧業館条例第4条第1項ただし書の規定に基づき、供用しない施設及び日について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和8年6月19日

京都市長 松井 孝治

1 供用しない施設

京都市勧業館

2 供用しない日

令和8年8月19日（水）から令和8年8月20日（木）まで

（産業観光局クリエイティブ産業振興室）